

水俣病問題に関する最近の動きと今後の予定

平成22年4月1日

1. 不知火患者会との和解協議について

- 3月18日 鳩山総理が、国として、裁判所所見を受け入れることを表明
- 3月24日 熊本県、裁判所所見受入表明
- 3月26日 チッソ、裁判所所見受入表名
- 3月28日 不知火患者会原告団総会、裁判所所見受入を決定
- 3月29日 熊本地裁第5回和解協議において、原告、被告が、共に所見受入を報告し、基本的合意が成立

【今後の予定】

今後は、裁判所所見に基づき、個別原告の判定を行い、判定終了後、和解を成立させる。

和解成立後、チッソによる一時金支払い等が行われるとともに、原告によるその余の請求の放棄、認定申請の取下げ等が行われることにより、一切の紛争を解決する。

以上が年内を目途に終了するよう、原告及び被告は努力する。

2. 裁判外の団体との協議について

- 3月19日 出水の会、芦北の会、獅子島の会に対して、環境省が裁判所所見と同額の一時金と療養手当を提示
- 3月25日 芦北の会が環境大臣に対して、受諾を伝達（団体加算金は一任）
- 3月26日 獅子島の会が環境大臣に対して、受諾を伝達（団体加算金は一任）
- 4月1日 出水の会が環境大臣に対して、受諾を伝達（団体加算金は一任）

【今後の予定】

今後は、昨年12月に環境省が示した考え方や、和解協議を通じて明らかにしてきた内容等を取りまとめ、特措法に基づく「救済措置の方針」を、4月上旬を目途に閣議決定し、その後、5月1日には申請受付を開始できるよう努力する。

3. 新潟の状況

- 3月31日 阿賀野患者会と和解に向けた第4回事前協議を実施

水俣病問題の解決に向けた経緯と今後の見通し

平成22年4月1日

日付	不知火患者会との和解	特措法の救済措置の検討
平成21年	7月8日 特措法成立	
	10月31日 田島副大臣 水俣訪問 ※主要9団体(訴訟派、非訴訟派の双方を含む)を一同に集めて意見聴取 和解に向けた事前協議、救済措置に関する協議開始を意思表示	
	田島副大臣が事前協議を実施	田島副大臣が各団体との協議を実施
	12月25日 「救済措置の方針」(考え方案)公表 12月27,28日 田島副大臣 水俣訪問 ※離島や福祉関係施設を訪問	
平成22年		
1月	15日 裁判所に原告・被告が和解協議を申入れ	適宜、各団体と協議
	22日 第1回和解期日	
2月	12日 第2回和解期日 (対象者の判定につき国が提案)	9日 小沢大臣及び田島副大臣が出水の会・芦北の会・獅子島の会との面会
	26日 第3回和解期日 (対象地域・出生年等につき国が提案)	26日 出水の会・芦北の会・獅子島の会と協議 (対象地域・出生年等につき国が提案)
3月	7日 小沢大臣水俣訪問 ※胎児性を含む認定患者や、救済を求めている主要団体から意見聴取 水俣市長、水俣商工会議所会頭から地域振興について意見聴取	
	15日 第4回和解期日 (裁判所が所見を提示)	15～17日 各団体と協議
	29日 第5回和解期日 (双方が所見受入を回答し、基本的合意が成立)	25日～1日 出水の会、芦北の会、獅子島の会が救済策を受諾
4月	救済措置の方針(閣議決定予定)	
5月	1日 水俣病犠牲者慰霊式	
	判定手続き開始を目指す	申請受付、判定手続き開始を目指す

※不知火患者会と連携している新潟の阿賀野患者会(新潟4次訴訟)とも、2月8日、2月21日、3月9日、3月31日と4回にわたって和解に向けた事前協議を行った。

平成 22 年 4 月 1 日 (木)
環 境 省 政 策 会 議

平成 21 年 12 月 25 日

環 境 省

水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法の
「救済措置の方針」等についての考え方（環境省案）

「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」の「救済措置の方針」などをどのような内容とするかについて、これまで環境省は、水俣病被害者団体や関係県をはじめとする関係の方々からご意見を伺ってきました。頂戴したご意見を活かして、以下のとおり、現時点での環境省の考え方をとりまとめました。これを土台として、引き続き関係の方々のご意見をお伺いいたします。

* 赤字で囲った書き込みについて、これまでの検討を踏まえて、12 月 25 日の「考え方」に、加筆することを検討しています。

1. 救済措置

公害原因企業のチッソ・昭和電工の責任と、平成16年のいわゆる関西訴訟最高裁判所判決において公害防止政策が不十分であったと認められた国・熊本県の責任とを踏まえて、水俣病被害者の方々をあたう限りすべて、また、迅速に救済します。このため、以下のような措置を行います。

(1) 対象となる方

- ① 通常起こり得る程度を超えるメチル水銀のばく露（メチル水銀を体内に取り入れること）を受けた可能性がある方のうち、
（ア）四肢末梢優位の感覚障害（手足の先の方の感覚が鈍いこと）
を有する方
に加え、（ア）にあたらない方であっても、
（イ）全身性の感覚障害を有する方その他の四肢末梢優位の感覚
障害を有する方に準ずる方
とします。

- ② 通常起こり得る程度を超えるメチル水銀のばく露を受けた可能性がある方とは、熊本県及び鹿児島県においては、昭和43年12月31日以前、新潟県においては、昭和40年12月31日以前に、

(ア)「対象地域」に相当の期間居住していたため、熊本県及び鹿児島県においては水俣湾又はその周辺水域の魚介類を、新潟県においては阿賀野川の魚介類を多食したと認められる方

に加え、上記と同様の年月日以前に、

(イ)「対象地域」に相当の期間居住していなかった方であっても、熊本県及び鹿児島県においては水俣湾又はその周辺水域の魚介類を、新潟県においては阿賀野川の魚介類を多食した（母体を経由する場合を含む）と認めるのに相当な理由がある方

とします。

- ③ 「対象地域」とは、そこに住む方が、通常起こり得る程度を超えるメチル水銀のばく露を受けた可能性があり、水俣病患者が多発した地域として具体的に定める地域です。なお、この地域に相当の期間居住していなくても、②（イ）にあたる方は、①の症状があれば対象となります。

資料1, 2を
参照

亡くなられた方で公的検診資料がある方については、その資料を添付して申請することができます。判定の結果、対象となられた場合には、遺族の方に一時金を支給する方向で規定するべく、検討しています。

(2) 対象となる方の判定方法

- ① 国及び関係県は、申請受付の広報を徹底し、救済措置を受ける必要がある方から、確実に申請していただけるよう努めます。
救済措置の受付期間については、今後検討の上、定めます。
- ② 申請をした方は、関係県が指定する神経内科のある公的病院
(別に発表します)で検診を受けていただきます。

国立水俣病総合研究センター又は神経科若しくは神経内科があり、かつ、次の(a)(b)の要件のいずれをも満たす医師が在籍している公的医療機関から、地域性を勘案して県が指定する方向で規定するべく、検討しています。

- (a) 現在、神経内科、神経科又は精神科のある医療機関に在籍していること。
- (b) 一定の施設基準を満たす医療機関に3年以上在籍した経験を有し、かつ、1年以上の臨床神経学的診療経験を有すること。

- ③ 関係県は、各県が設置する判定検討会の意見を聴いて、対象者を判定します。
- ④ 判定検討会における対象者についての判定は、公的病院の診断書と、申請者が提出する、別途定める要件に該当する医師の診断書(提出は任意)とを総合して行います。
- ⑤ 判定検討会においては、上記の公的病院の診断書のみでは四肢末梢優位の感覚障害などが認められない方であっても、ご家

資料5を参照

具体的には、複数の診断書を公平に考慮し、慎重に判定するよう、詳しく規定する予定です。

族の中に既に患者となられた方などがいらっしゃるなど、メチル水銀の影響を受けた可能性が高い一定の要件を満たす方については、もう 1 回公的病院の診断を受けていただき、その診断書の追加提出を受け付けることを今後検討します。

(3) 支給内容

対象となることが決まった方は、下記の支給が受けられることとなります。

➤ 一時金 金額については引き続き検討します

一人当たり210万円

➤ 療養費 医療費の自己負担分

(はり・きゅう、温泉療養費(月 7,500 円上限)を含みます。
(検討中))

➤ 療養手当 金額については引き続き検討します

入院	一月につき17,700円
通院(70歳以上)	一月につき15,900円
通院(70歳未満)	一月につき12,900円

なお、一時金の支払い方法等については今後検討します。また、治療を受ける際の交通費負担が大きい離島地域の取扱いや、一時金のうち被害者の方々の団体を通じて支給するものについても今後検討します。

(注) この救済措置等は、これまで水俣病の被害に係る補償や救済を受けてこられなかった方を対象とします。また、訴訟の提起や公害健康被害の補償等に関する法律の認定申請を行っている方は、そのまま続けることもできますし、これに代えてこの救済措置等の申請を行うこともできます。

2. 水俣病被害者手帳

一時金の対象となるような程度の感覚障害を有しないまでも、一定の感覚障害を有する方で、「こむらがえり」や「見える範囲が狭い」などの、水俣病にも見られる様々な症状を有する方々にも、水俣病被害者として安心して治療を受けていただけるようにします。

- ① 水俣病被害者手帳は、これを病院で提示すると医療費の自己負担が不要となる手帳です。交付を受ける方法は以下のとおりです。
- ② 保健手帳を持っている方については、救済措置の申請をせず水俣病被害者手帳の申請をした場合、1.(2)の判定を行わず、直ちに、水俣病被害者手帳を交付します。

なお、保健手帳の新規受付は、救済措置の方針の策定後は、終了することとなります。

具体的には次の10症状です。

- ①しびれ
- ②ふるえ
- ③カラス曲がり(こむら返り、けいれん、足がつる)
- ④見える範囲が狭い・はっきり見えない
- ⑤耳が遠い・耳鳴り
- ⑥味覚・嗅覚の異常
- ⑦言葉を正確に発せない
- ⑧めまい・立ちくらみ
- ⑨つまづきやすい・ふらつく
- ⑩物を落としやすい・手足の脱力感

- ③ 救済措置を申請した方については、1.(2)の判定を受けていただく必要があります。水俣病被害者手帳は、通常起こり得る程度を超えるメチル水銀のばく露を受けた可能性がある方(1.(1)②の要件に該当する方)であって、1.(2)の判定において、水俣病にも見られる神経症状を有すると認められる方に交付します。

3. 医療・福祉施策やもやい直し等に関する施策の実施

上記1.及び2.の措置を実施することに加えて、将来にわたって水俣病被害者などの方々が安心して暮らしていける社会を実現することが重要と考えています。このため水俣病発生地域における医療・福祉施策やもやい直しや健康調査等を適切に実施することとします。

これらの施策は、地元のニーズを適切に織り込んだ内容となるよう、引き続き、ご意見を伺い、以下のような内容を実施することを検討します。

(1) 医療・福祉施策

高齢化が進む胎児性患者とその家族の方々などが安心して住み慣れた地域で暮らしていけるよう、必要な通所やショートステ

イ等の在宅支援サービスや医療との連携のあり方などの医療・福祉施策について検討しつつ、所要の取組を行います。

(2) もやい直し

水俣病に関する偏見・差別の解消と、水俣病問題で疲弊した地域の再生を図るため、地域社会の絆の修復、地域の再生・融和（もやい直し）についての所要の取組を行います。

(3) 健康調査等

メチル水銀が人の健康に与える影響を把握するための調査研究（熊本・鹿児島においては昭和 44 年以降、新潟においては昭和 41 年以降に出生した方々のうち、メチル水銀による污染を受けたのではないかと心配されている方々の健康影響についての継続的な調査研究）、高度な治療に関する調査研究、効果的な疫学調査（地域において、メチル水銀汚染と悪影響との関係を把握する調査）を行うためのその手法の開発などの調査研究を進めます。

資料3, 4
を参照

(4) 国立水俣病総合研究センター

水俣病における医療・福祉や調査研究、国内外への情報発信等において中核となるような役割を適切に果たすこととします。

(5) 環境モデル都市としての取組、その他の地域振興

水俣市などにおける環境に対する高い市民意識や蓄積された環境産業技術などを積極的に活かして、市民や企業による環境学習、自主的な環境活動も組み込みながら、環境負荷を少なくしつつ、経済発展する新しい形の地域づくりを積極的に進めます。

新潟においても進めます。

原因企業が排出したメチル水銀による環境汚染を将来にわたって防止するため、水質の汚濁の状況の監視の実施やその他必要な所要の措置を講じます。

4. その他の事項

これらの措置の実施に当たり、原因企業がその責任を確実に果たせるようにするための関係県の措置に関しては、国としても適切な措置を講ずることとしたいと考えています。

以上の他、必要な事項があれば、これについて定めます。

1 ばく露を受けた可能性のある者と「対象地域」の関係について（案）

一時金等又は療養費支給の対象となる者は、通常起こり得る程度を超えるメチル水銀のばく露（メチル水銀を体内に取り入れること）を受けた可能性のある者のうち、（別途定める）症候要件を満たす者。

1. 上記枠内の「通常起こり得る程度を超えるメチル水銀のばく露を受けた可能性のある者」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

（1）昭和43年12月31日以前に、「対象地域」に相当の期間居住していたため、水俣湾又はその周辺水域の魚介類を多食したと認められる者

（2）昭和43年12月31日以前に「対象地域」に相当の期間居住していなくても、水俣湾又はその周辺水域の魚介類を多食した（母体を經由する場合を含む。）と認めるのに相当な理由がある者

（相当な理由がある者の例）

- ・ 月の内ほとんどの日数について、対象地域に通勤、通学等していた者
 - ・ 月の内、魚介類をほとんど水俣湾又はその周辺水域から入手していた者
 - ・ 昭和43年12月31日以前に同居していた親族に水俣病認定患者がいる（いた）者
 - ・ 昭和43年12月31日以前に、自身又は当時同居していた親族が水俣湾又はその周辺の海域で漁業に従事していた者
 - ・ 水俣湾又はその周辺水域の魚介類を多食したと説明し保健手帳又は治研手帳を提示した者
- など

（注）昭和44年1月1日以降の出生者は別紙参照

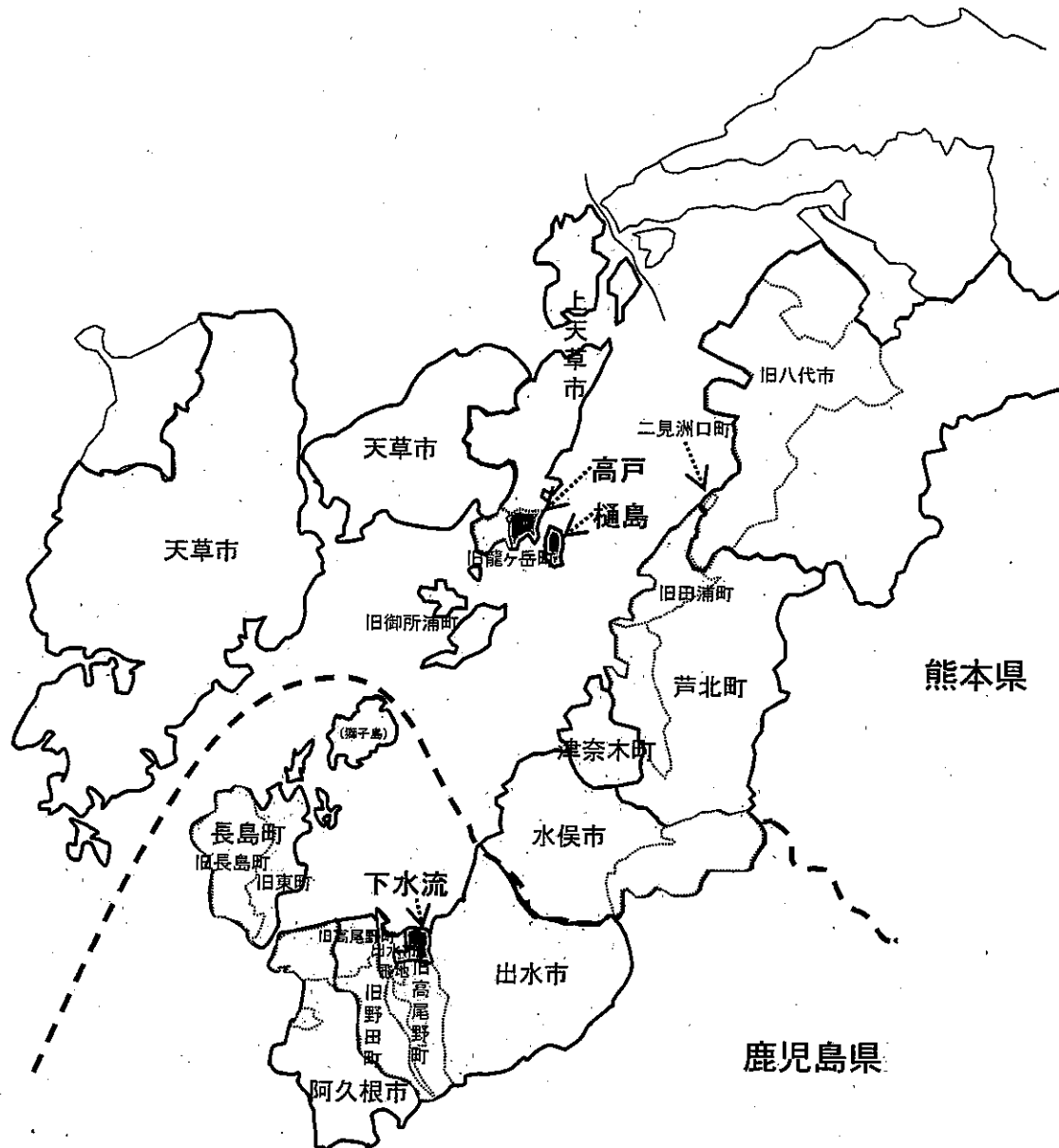
2.「対象地域」とは、そこに居住する者が、通常起こり得る程度を超えるメチル水銀のばく露を受けた可能性があり、水俣病患者が多発した地域として県が定める地域をいう。

今回の「対象地域」として、水俣病総合対策医療事業の対象地域に、新たに、熊本県は^{ひのしま}樋島、^{たかど}高戸を、鹿児島県は^{しもずる}下水流を追加する。

(参考) 下線部は、今回拡大する地域

熊本県	鹿児島県
・水俣市のうち大字大川、久木野、越小場、古里、石坂川、葛渡及び湯出を除いた地域 ・芦北町のうち大字鶴木山、計石、道川内、乙千屋、女島、白岩、佐敷、芦北、花岡、湯浦、宮崎、豊岡、大川内、田浦、田浦町、小田浦、海浦、波田島及び井牟田の地域 ・津奈木町全町 ・天草市のうち御所浦町 ・八代市のうち二見洲口町 ・上天草市のうち龍ヶ岳町大道、<u>樋島</u>、<u>高戸</u>	・出水市のうち平成 18 年 3 月 12 日現在における出水市及び出水郡高尾野町（江内、大久保、上水流、<u>下水流</u>、<u>柴引</u>）、の地域 ・出水郡長島町のうち平成 18 年 3 月 19 日現在における同郡東町の地域 ・阿久根町のうち脇本、赤瀬川の地域

居住地によって水俣湾又はその周辺水域の魚介類を多食した
と認める地域



: 水俣病総合対策医療事業の地域

: 今回拡大する地域

2 昭和44年以降に生まれた者の取扱いについて（案）

1. 昭和44年1月1日以降に生まれた者については、原則として、一時金等の対象とはならないが、次のいずれかに該当する者については、個々の事情を考慮して一時金等又は療養費の支給の対象とする。

（1）昭和44年11月末までに生まれた者

妊娠期間中の胎児期にメチル水銀ばく露があった可能性を考慮して、一時金等の対象となるその他の要件（地域要件、症候要件）と併せて総合的に判断する。

（2）昭和44年11月末以降に生まれた者であっても、臍帯、胎毛筆（赤ちゃん筆）の毛又は（妊娠中の）母親の毛髪における高濃度のメチル水銀のばく露を示すデータ等科学的なデータのある者

どこでメチル水銀のばく露を受けたか原因を確認した上で、一時金等の対象となるその他の要件（地域要件、症候要件）と併せて総合的に判断する。

2. 昭和44年1月1日以降に生まれた者で、何らかの症状があるが、上記に該当しない者については、本人の希望により、登録して、継続的な健康診査等の健康管理を行うこととする。

（→「健康不安者のフォローアップについて（案）」参照）

(参考) 特措法検討時の法案の記述

1. 民主党法案

第2条第1項

- 一 基準日（第3項第1号〔八代海の沿岸地域のうち特定疾病が多発した地域〕に掲げる地域にあつては昭和43年12月31日をいい、同項第2号〔阿賀野川の下流地域のうち特定疾病が多発した地域〕に掲げる地域にあつては昭和40年12月31日をいう。）以前に、特定疾病多発地域に居住し、通勤し、又は通学すること等により、水俣湾若しくは水俣川又は阿賀野川に排出されたメチル水銀により汚染された魚介類を多量に摂取したと認められる者
- 二 前号に掲げる者が同号の魚介類を多量に摂取したと認められる時期以降の時期にその者の胎児であった者

2. 自民・公明党案

法文上では規定されていない。

3 健康不安者のフォローアップについて（案）

将来の水俣病被害者の存否の可能性及びそれに関する対応については、今後の調査研究による新しい知見によるべきものであるが、当分の間、過去に相当の期間、水俣湾又はその周辺水域の魚介類を食したことに伴う健康不安を訴える者について、以下のとおり健康診査等を実施し、その推移をモニタリングする。

1. 対象

- (1) 救済措置の申請を行った者で、一時金等又は療養費支給のいずれの対象にもならないとされたものであって、過去^(注1)に相当の期間^(注2)、水俣湾又はその周辺水域の魚介類を食したことに伴う健康不安を訴え、登録する者
- (2) 救済措置の申請の受付開始日までに公健法上の認定申請を行っていた者で、救済措置の受付が終了した後に棄却処分となって救済措置の対象とならなくなったものの、過去に相当の期間、水俣湾又はその周辺水域の魚介類を食したことに伴う健康不安を訴え、登録する者

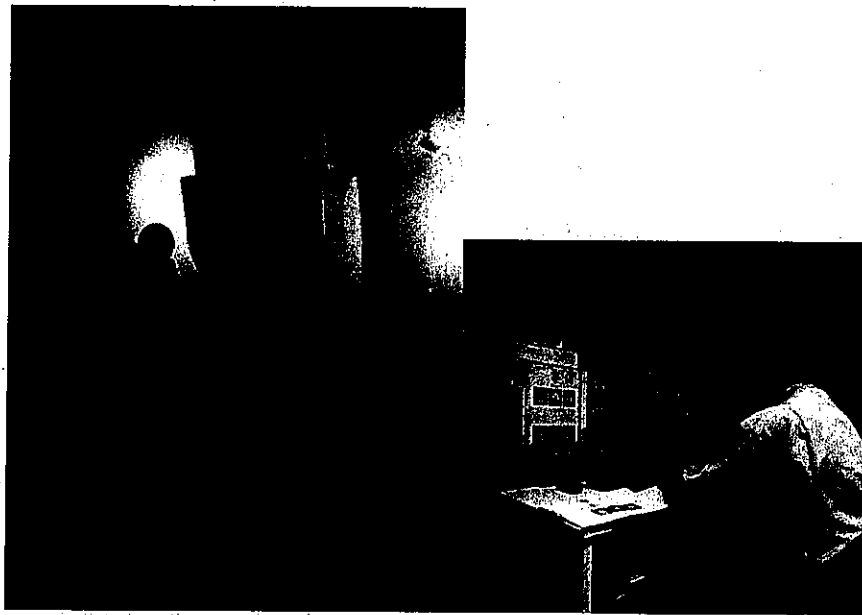
(注1)「過去」とは、仕切網を水俣湾口に設置した昭和49年の年末までを想定している。

(注2)1年以上とする。

2. 内容

- (1) 健康不安者を登録して、医師による健康診査、保健師による保健指導が無償で受けられるようにする。

- (2) 希望者には、必要に応じて、国立水俣病総合研究センターが実施する研究に参加し、脳磁計（MEG）等による高度な検査が受けられるようにする。



脳磁計 (MEG)

Magnetoencephalography

4 水俣病に関する調査研究について（案）

特措法第37条に基づき、必要な調査研究を行う。

具体的には、メチル水銀が人の健康に与える影響を把握するための調査研究（熊本・鹿児島においては昭和44年以降、新潟においては昭和41年以降に出生した方々のうち、メチル水銀による汚染を受けたのではないかと心配されている方々の健康影響についての継続的な調査研究）、高度な治療に関する調査研究、効果的な疫学調査（地域において、メチル水銀汚染と悪影響との関係を把握する調査）を行うためのその手法の開発などの調査研究を実施する。

1. メチル水銀が人の健康に与える影響を把握するための調査研究

水俣病発生地域住民であって、過去に水俣湾又はその周辺水域の魚介類を食したことに伴う健康不安を感じる者について、メチル水銀へのばく露経過について精査の上、健康診査を実施するとともに、さらに任意参加による詳細な神経学的検査を行い、これらの検査結果を基に、健康状態のモニタリングを行う。（→「健康不安者のフォローアップについて（案）」参照）

2. 高度な治療に関する調査研究

胎児期に脳がメチル水銀の影響を受けたことにより運動に障害がある者に対して脳磁計の検査を行い、障害部分を特定し、将来的に電極刺激などによる外科的治療に結びつけるための研究を行う。

3. 効果的な疫学調査を行うための手法の開発

毛髪中水銀値等の過去のメチル水銀ばく露データを有する者について、高ばく露地域に居住していた集団、低ばく露地域に居住していた

集団及び対照集団に分けて、それぞれ、長期的に健康状態の追跡調査を行いながら、水銀値及び健康影響との関係について、比較して分析を行う。

4. 既に行っている調査研究は継続的に推進

- ・胎児期のメチル水銀の低濃度ばく露による健康影響に関する研究
- ・メチル水銀に対する細胞感受性の解明など水俣病の発症機序に関する研究
- ・メチル水銀ばく露による健康影響に関する国際的なレビュー等

(参考) 水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法 (抄)

第 37 条 政府は、指定地域及びその周辺の地域に居住していた者（水俣病が多発していた時期に胎児であった者を含む。以下「指定地域等居住者」という。）の健康に係る調査研究その他メチル水銀が人の健康に与える影響及びこれによる症状の高度な治療に関する調査研究を積極的かつ速やかに行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の公表に当たっては、指定地域等居住者又はその家族の秘密又は私生活若しくは業務の平穩が害されることがないように適切な配慮がされなければならない。

3 政府は、第一項の調査研究の実施のため、メチル水銀が人の健康に与える影響を把握するための調査、効果的な疫学調査、水俣病問題に関する社会学的調査等の手法の開発を図るものとする。

4 関係地方公共団体は、第一項の調査研究に協力するものとする。

症状の範囲について

以下の考え方により、判定検討会が両方の診断書を基にし、必要な総合判断を加えて判定を行う。

(1) 一時金及び療養手当の支給

- ① 両方の診断書において四肢末梢優位又は全身性の感覚障害がある場合には、対象となる。(図参照)
- ② 乖離性の感覚障害は、全身性の感覚障害と同等に扱うこととする。
- ③ ①に該当しない場合で、いずれか一方の診断書において四肢末梢優位又は全身性の感覚障害がある場合は、他方の診断書における下記枠内の所見を踏まえ、判定検討会における総合判断により判定する。

- ・ 口周囲の触覚又は痛覚の感覚障害
- ・ 舌の二点識別覚の障害
- ・ 求心性視野狭窄

(注) 公的病院の診断では、迅速な診断を行うことを最優先するため、表在覚である口周囲の触覚又は痛覚の感覚障害の診断のみを行う。

- ④ 以上によっては対象と判定するに至らなかった場合にも、濃厚な疫学要件が認められる方については、判定検討会の判断により、もう1回他方の診断を受けていただき、追加提出された診断書を併せて判定する。

(2) 療養費（自己負担分）の支給

- ① (1) に該当する方に支給する。
- ② (1) に該当しない場合、いずれかの診断書において一定の感覚障害が認められる方で、公的病院の診断書において、しびれ、ふるえ等の10症状（5ページ参照）のいずれかが認められる方に支給する。
- ③ 療養費（自己負担分）は、水俣病被害者手帳を交付し、支給することを想定している。

図

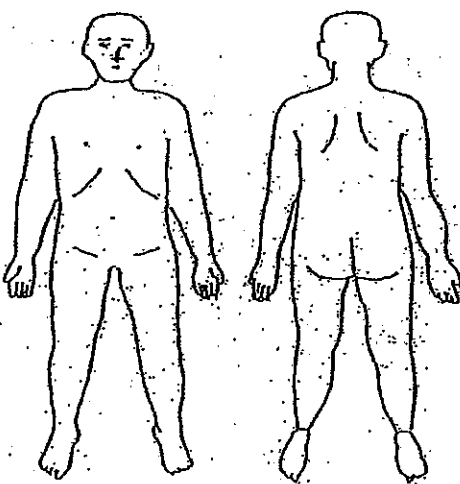
		公的病院の診断書	
		四肢末梢優位の 感覚障害あり	全身性の 感覚障害あり
申請者が提出する 診断書	四肢末梢優位の 感覚障害あり	平成7年 政治解決	
	全身性の 感覚障害あり		

個人データ

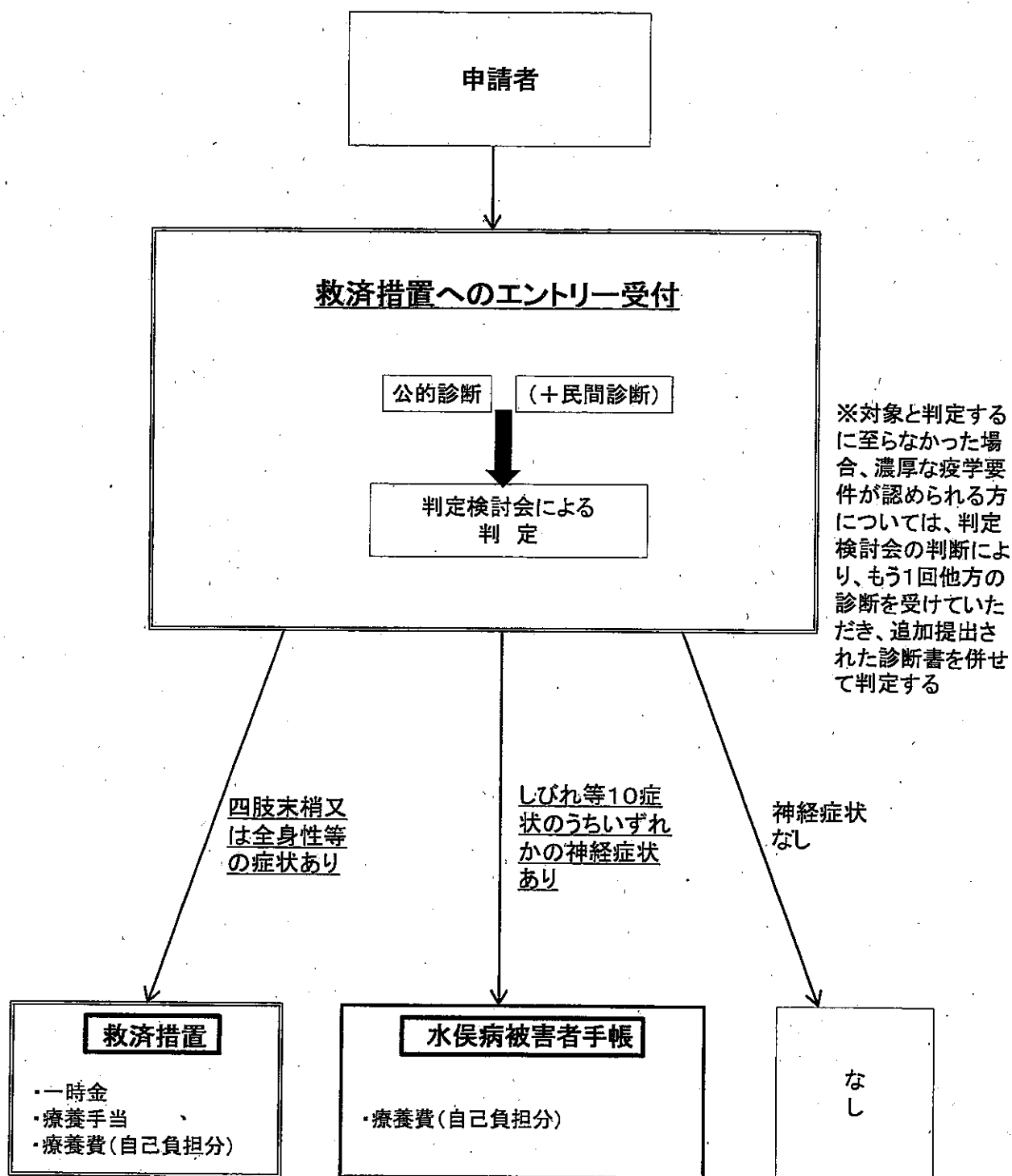
氏名		性別	男・女	職業	1. 漁業関係 2. その他 ()
現住所	(過去の住所地)				
生年月日	明治・大正・昭和 年 月 日 (歳)				
参考となる資料の有無	☐ 認定申請時の資料があるかもしれない。 ☐ 保健手帳の申請時の資料があるかもしれない。 ☐ 裁判に提出した資料があるかもしれない。				
水俣病の家族歴	☐ 水俣病認定者 () ☐ 医療手帳保持者 ()				
提出診断書結果	☐ 四肢末梢優位の感覚障害あり ☐ 全身性の感覚障害あり ☐ 口の周囲の触覚又は痛覚の障害あり ☐ 舌の二点識別覚の障害あり ☐ 求心性視野狭窄あり				

県
が
記
入

検査所見書

現病歴		既往歴	
家族歴			
診察所見	 ※感覚検査（触覚・痛覚についての検査） ・触覚 / / / / / ・痛覚 \ \ \ \ \ ※口の周囲の感覚障害（触覚、痛覚）についても確認して下さい。 ※背面（足の裏を含む。）については、特記すべき事項があれば記入して下さい。		
その他の神経症状	☐ しびれ ☐ ふるえ ☐ カラス曲がり（こむら返り・痙攣・足がつる） ☐ 見える範囲が狭い・はっきり見えない ☐ 耳が遠い・耳鳴り ☐ 味覚・嗅覚 ☐ 言葉を正確に発せない ☐ めまい・立ち眩み ☐ つまづきやすい・ふらつく ☐ 物を落としやすい・手足の脱力感 () () () () () () () () () () ()		
該当する所見について、口チェック。 さらに、必要であれば、()内に具体的な内容・症状を記入。			
上記のとおり証明します (医療機関の名称) (検診を行った医師の氏名)	検査年月日 平成 年 月 日 (住所) ㊞		
備考 (コメント欄)			

救済措置の対象となることを求める方のプロセス(イメージ案)



一時金等の対象者 及び健康不安に対する継続モニタリングについて(案)

